

杉並区立学校校長 宛

3 杉教第 9241 号
令和 4 年 1 月 20 日

杉並区教育委員会事務局
次 長 齊藤 俊朗

まん延防止等重点措置の適用に伴う教育活動等について（通知）

区立学校においては、令和 3 年 6 月 8 日付 3 杉教第 2501 号「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年 6 月）」に基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていただいているところです。

こうした中、新規感染者数が急速に増加し続け、令和 4 年 1 月 21 日から、東京都などに「まん延防止等重点措置」を適用することが決定されました。

つきましては、「まん延防止等重点措置」が適用される期間の教育活動については、下記のとおりとしますので、感染症防止対策を徹底しながらの学校運営の継続をお願いいたします。

記

1 感染症予防策の徹底

「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年 6 月）」の遵守・徹底を図る。

（最近、共用物（ボールなどの教材等）による接触感染が主な感染経路と疑われる事例が出ており、濃厚接触者の特定にあたり、調査される視点になっています。

引き続き、『共用物（ボールなどの教材等）の消毒の徹底』、『教室等の換気の徹底』をお願いします。）

2 教育活動の留意点

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- マスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導の徹底を図ること。
- グループ活動については、身体的距離が確保できる人数とし、回数の精選や時間の短縮を行う。
- 小学校及び中学校移動教室等の宿泊行事、公共交通機関を利用する校外での活動については、マスクの着用や会話を控えるなど、感染症対策を十分に講じるとともに、保護者や学校関係者の同意のもと、校長判断で実施することを可とする。
- 部活動については、感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。対外的な活動については、東京都または杉並区が主催するもの及び校長が認める区内に限定した練習試合等とする。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒、濃厚接触者に指定されて出席停止になった児童・生徒等については、オンラインを積極的に活用して学校とのつながりを継続し、オンライン学習や授業配信等により学びを保障する。

3 保護者・地域との連携活動等

- 学校公開、保護者会、個人面談、PTA活動は、制限しての実施又は延期とする。
- 保護者会、個人面談については、代替措置としてオンラインの活用を検討する。
- 外部人材等の活用については、その目的や感染症対策を考慮し、適切に判断する。
- 学校運営協議会や学校支援本部の会議等については、感染症対策を十分に講じたうえでの実施又はオンライン等を活用しての実施など、状況に応じて適切に判断する。

4 教職員等の健康管理の徹底

- 会議や研究会等の削減、時間短縮、オンラインの活用等に努める。
- 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底を図る。(特に職員室内においては厳しく)
 - ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け会話は控える。
 - ウ 大人数、大声、至近距離での会話は控える。

5 学級閉鎖や臨時休業になる場合の児童・生徒への学びの支援

- 同一学級に感染経路が不明の複数の感染者が出て、他に有症状者がいる場合、学校における活動様態等の確認を踏まえ、学校・教育委員会・保健所で協議し、感染拡大の可能性があると判断した場合は、5日間の学級（場合によっては学年）閉鎖とする。
- オンライン等を活用し、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう取組状況を確認し、必要な支援を行う。
- 学習課題は、オンライン学習システム、動画配信システム、学校ホームページ、メール連絡システム（すぐメール）、保護者に直接渡す等の方法を組み合わせて確実に提供する。

【問い合わせ】

教職員のサービスに関すること	教育人事企画課教育人事係	電話 5307-0669（直通）
教育活動に関すること	済美教育センター指導主事	電話 3311-0021
学校保健に関すること	学務課保健給食係	電話 5307-0762（直通）
学校運営協議会等に関すること	学校支援課学校支援係	電話 5307-0756（直通）